

お客様各位

日本農薬株式会社

農薬登録のご連絡の件

首記の件、下記について登録されましたのでご連絡致します。

記

・適用拡大 2021年9月8日付(2件)

(1) フジドーLフロアブル

登録第 23002 号

作物名の追加:りんご(すす点病、すす斑病)、500倍

【変更後】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	銅を含む農薬の総使用回数
りんご	すす点病 すす斑病	500倍	200~700ℓ/10a	—	—	散布	—

【変更する注意事項】

・りんごに使用する場合、次の事項に注意すること。

- 1) 薬害を生じるおそれがあるので必ず炭酸カルシウム水和剤を加用すること。ただし、収穫間際には果実に汚れを生じるので留意すること。
- 2) 花びらが多く発生するおそれがあるので、落花直後から落花後30日頃までは使用しないこと。

(2) Zボルドー

登録第 24041 号

作物名及び使用方法の追加:キャベツ/黒腐病、16倍、3.2ℓ/10a、無人航空機による散布

【変更後】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	銅を含む農薬の総使用回数
キャベツ	黒腐病	16倍	3.2ℓ/10a	—	—	無人航空機による散布	—

【変更する注意事項】

・無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意事項を守ること。

- ① 散布は散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
- ② 散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
- ③ 沈殿が生じるおそれがあるため、散布薬液調製後は速やかに散布すること。
- ④ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- ⑤ 散布薬液の飛散によって自動車やカート等の塗装等に被害を生じるおそれがあるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- ⑥ 散布終了後は次の項目を守ること。
  - (a) 使用後の空の容器は放置せず、適切に処理すること。
  - (b) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。

以上